

冠事業「Yes！家康プロジェクト 浜松」に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、浜松市の魅力を全国に発信するとともに、地域経済の活性化を図るため、「Yes！家康プロジェクト 浜松」の冠を付し、官民一体となって取り組む事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠を使用することができる事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 浜松市が実施する事業
- (2) 家康プロジェクト推進協議会の会員が自ら実施する事業
- (3) 浜松市の後援又は共催の承諾を受けた事業
- (4) 浜松市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業
- (5) その他市長が特に必要と認める事業

(申込等)

第3条 前条第1項第1号に該当する場合は、申込等の手続きを不要とする。

2 前条第1項第2号に該当する場合は、Web フォームを利用し、事前に届出を行う。

3 前条第1項第3号に該当する場合は、浜松市事業共催及び後援名義に関する事務取扱要綱で定められた手続きにより使用を認めるものとし、別途の申込等の手続きを不要とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。